

議事日程(第3号)

平成30年9月7日(金曜日) 午後3時33分 開議(本会議)

日程第1 ※補正予算審査特別委員会

議第53号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第54号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第55号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第56号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第57号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

※事件案件の審議及び採決

日程第2 議第63号 平成29年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分について

日程第3 議第64号 若者定住町営住宅地造成工事に係る請負契約の一部変更について

日程第4 ※補正予算審査結果報告及び採決

※条例案件

日程第5 議第59号 遊佐町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の設定について

日程第6 議第60号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第7 議第61号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第62号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※一般議案

日程第9 議第58号 平成29年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について

認第1号 平成29年度遊佐町一般会計歳入歳出決算

認第2号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認第3号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

認第4号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算

認第5号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

認第6号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

認第7号 平成29年度遊佐町水道事業会計決算

日程第10 ※決算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤武君	2番	松永裕美君
3番	菅原和幸君	4番	筒井義昭君
5番	土門勝子君	6番	赤塚英一君
7番	阿部満吉君	8番	佐藤智則君
9番	高橋冠治君	10番	齋藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	土門治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時田博機君	副 町 長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	畠中良一君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育長	那須栄一君
教育委員	佐藤啓之君	農業委員会会長	佐藤充君
教育課長			
選挙管理委員	佐藤正喜君	代表監査委員	金野周悦君
委員 長			

☆

出席した事務局職員

局 長 富樫博樹 議事係長 東海林エリ 書記 瀧口めぐみ

☆

本 会 議

議 長(土門治明君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後3時33分)

議 長(土門治明君) ただいまの議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては全員出席しておりますので、報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第2、議第63号 平成29年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第63号 平成29年度遊佐町水道事業会計剰余金の処分についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第64号 若者定住町営住宅地造成工事に係る請負契約の一部変更についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(土門治明君) ないようですので、これにて討論を終了します。

これより議第64号 若者定住町営住宅地造成工事に係る請負契約の一部変更についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、本件は原案どおり可決されました。

次に、日程第4、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)ほか、特別会計等補正予算4件について、補正予算審査特別委員会、松永裕美委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会、松永裕美委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(松永裕美君)

平成30年9月7日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

補正予算審査特別委員会

委員長 松永裕美

審査結果報告書

平成30年9月5日、定例会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第53号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)

議第54号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議第55号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第56号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第57号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

2. 審査の結果及び意見

平成30年度遊佐町一般会計補正予算ほか4件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(土門治明君) 挙手全員です。

よって、議第53号 平成30年度遊佐町一般会計補正予算(第2号)、議第54号 平成30年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議第55号 平成30年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議第56号 平成30年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第57号 平成30年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)、以上5議案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5から日程第9まで、議第59号 遊佐町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の設定についてほか条例案件3件及び議第58号 平成29年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてを一括

議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

富樫議会議務局長。

局長(富樫博樹君) 上程議案を朗読。

議長(土門治明君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長(時田博機君) それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第59号 遊佐町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の設定について、本案につきましては、建築基準法の規定に基づき都市計画法に規定する地区計画の区域内における建物の用途、構造などの制限に関する規定を整備するため提案するものであります。

議第60号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について、本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。改正の趣旨は、働き方の多様化等を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに、たばこ税の税率を段階的に引き上げる等の改正を行うものであります。

議第61号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。改正の趣旨につきましては、課税標準の特例について引用規定を整備するものであります。

議第62号 遊佐町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案につきましては、関係省令の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等による代替保育に係る連携施設の確保及び食事の提供と外部搬入に関する基準の緩和について、関係する規定を整備するため提案するものであります。

議第58号 平成29年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定について、本案につきましては、平成29年度遊佐町一般会計歳入歳出決算ほか各会計決算について、去る6月22日付をもって会計管理者より提出されましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見及び関係書類を添えて議会の認定を得たく提出するものであります。

なお、決算の概要につきましては、一般会計ほか5件は会計管理者より、水道事業会計につきましては、企業出納員より説明をいたさせます。

以上、条例案件4件、平成29年度遊佐町各会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(土門治明君) 条例案件について、所管の課長より補足説明を求めます。

議第59号について、畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) それでは、私のほうから概要のほう説明させていただきます。

遊佐町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の設定でございます。条例の設定理由でございますけれども、建築基準法の規定に基づきまして、都市計画法に規定する地区計画の区域内における建築物の用

途、構造などの制限に関する規定を整備するために制定するものでございます。

第1条につきましては、目的ということで、この条例の目的について規定することになります。

第2条につきましては、適用区域、この条例を適用する区域について規定するものでございます。

第3条につきましては、建築物の用途制限、地区計画の区域内において、別表第2のイ欄に掲げる建築物は建築してはならないことについての規定になります。

第4条につきましては、容積率になります。地区計画の区域内における容積率は、別表第2のウ欄に掲げる数値以下でなければならないことについて規定されてございます。

第5条につきましては、建蔽率、地区計画の区域内における建蔽率は、別表第2のエ欄に掲げる数値以下でなければならないことについての規定となっております。

続きまして、第6条でございますけれども、建築物の敷地面積の最低限度、地区計画の区域内における建築物の面積は、別表第2のオ欄に掲げる数値以上でなければならないことについての規定でございます。

第7条につきましては、建築物の高さ制限でございます。地区計画の区域内における建築物の高さは、別表第2のカ欄に掲げる数値以下でなければならないことについて規定となっております。

第8条につきましては、建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合の措置でございます。内容につきましては、敷地の過半が地区計画区域に属する場合は、その敷地の全部に用途、敷地面積の最低限度、高さの制限を適用し、敷地の過半が地区計画区域の外に属する場合は、その敷地の全部これらの適用をしないことについての規定でございます。

第9条につきましては、公益上必要な建築物の特例でございます。公益上必要な建築物で、用途上または構造上やむを得ないと認められるものについては、この条例の規定は適用しないことについての規定でございます。

第10条につきましては、既存の建築物に対する制限の緩和でございます。条例が施行される前、既にある建物や敷地が本規定に適用しないものについて、以下の範囲について増改築する場合は用途の制限の規定は適用しないことについての規定でございます。1つ目といたしまして、増改築が基準時における敷地内におけるものであり、かつ増改築後の容積率、建蔽率が都市計画法で定められた規定に適合すること。2つ目といたしまして、増築後の床面積の合計が基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこととする。3つ目といたしまして、増改築後の用途制限に適合しない部分の床面積の合計が基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないというつくりになってございます。

第11条、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項については、町長が別に定めることについての規定になります。

第12条、罰則になります。以下のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処することについての規定でございます。1つ目といたしまして、用途制限または敷地面積の最低限度に違反した場合における建築物の建築主。2つ目といたしまして、建築物を建築した後に当該建築物の敷地を分割したことにより敷地面積の最低限度に違反することとなった当該敷地の所有者、管理者または占有者。3つ目といたしまして、容積率、建蔽率または高さの制限に違反した場合における建築物の設計者。4つ目といたしまして、用途変更によって用途制限に違反した場合における建築物の所有者、管理者または占有者となります。

附則といたしまして、平成31年1月1日から施行ということになってございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) 次に、一般会計及び特別会計等の決算の概要について説明を求めます。

初めに、一般会計及び特別会計について、会計管理者より説明を求めます。

高橋会計管理者。

会計管理者(高橋晃弘君) それでは、私のほうから一般会計を初めとする平成29年度遊佐町各会計歳入歳出決算の概要について、お手元の決算書に基づきご説明申し上げます。

初めに、認第1号 平成29年度遊佐町一般会計歳入歳出決算について申し上げます。

平成29年度歳入決算額は88億18万8,651円、歳出決算額は82億9,962万533円となり、歳入歳出差引額は5億56万8,118円となったところであります。

以下、1,000円単位で申し上げます。また、1,000円未満の端数は繰り上げ、繰り下げの調整をさせていただいております。

歳入歳出差引額から平成30年度に繰り越すべき財源1億458万円を差し引きした実質収支額は3億9,598万8,000円となり、黒字決算となったところであります。

歳入について申し上げます。歳入は、前年度に比較し1億4,261万7,000円の減で88億18万8,000円の決算となりました。

その主なもので増額になったものは、寄附金で1億8,789万7,000円、繰入金で9,459万円、町税で8,423万3,000円、財産収入で2,201万円などとなっております。減額になった項目は、県支出金で3億5,878万4,000円、国庫支出金で1億8,052万4,000円、町債で8,490万円、地方交付税で5,121万8,000円、諸収入で1,280万8,000円などとなっております。

続いて、歳入の主な項目についてご説明いたします。町税全体では、前年度決算額に比較し8,423万3,000円、6.7%増の13億4,048万9,000円となりました。

主な税目では、個人町民税が4億6,763万2,000円で3.5%の増、法人町民税が7,444万3,000円で28.2%の増、町民税全体では前年度決算額の6.3%増で、5億4,207万5,000円となりました。固定資産税は6%の増の6億7,792万3,000円、軽自動車税5,055万2,000円、たばこ税5,643万9,000円、入湯税1,349万1,000円等となっております。

地方譲与税は0.5%減の8,103万6,000円、地方消費税交付金は3.6%増の2億2,741万4,000円、地方特例交付金は11.8%増の322万円となっております。また、地方交付税は5,121万8,000円減で33億5,719万2,000円となりましたが、歳入に占める割合は前年度同様の38.1%であります。

国庫支出金は、4億9,176万円の前年度より1億8,052万4,000円、26.9%の減となりました。県支出金は6億8,666万4,000円で3億5,878万4,000円、34.3%の減となっております。繰入金は、前年度決算額に比較して9,459万円の増で3億9,658万5,000円となりました。

町債は、前年度決算額9億9,250万円に比較して8,490万円の減で、9億760万円になりました。町債の内容につきましては、事項別明細書20ページに記載されておりますが、主なもので減額になったものは、土木債が1,730万円の減で1億2,270万円、総務債が7,910万円の減で3,290万円、民生債が120万円の減で3,110万円、教育債が4,740万円の減で7,050万円となりました。

一方、増額になったものは、臨時財政対策債が900万円の増で2億2,000万円、消防債が2,660万円の増で3億1,960万円、商工債が7,220万円の増で9,660万円、農林水産債が3,210万円の増で9,200万円となっております。

町債の歳入決算額に占める割合は10.3%で前年度比0.8ポイントの減となっております。

次に、歳出について申し上げます。歳出は、前年度決算額と比較して1億2,418万2,000円、1.5%減の82億9,962万円となりました。

款別で増額となったものは、議会費で104万9,000円、1.2%の増、総務費で1億7,836万4,000円、13.8%の増、民生費247万6,000円、0.1%の増、衛生費4,494万7,000円、13.4%の増、商工費1億3,621万2,000円、25.7%の増、土木費859万8,000円、1.1%の増、公債費1億3,423万4,000円、16.5%の増であります。

一方、減少したものは、労働費161万5,000円、11.2%の減、農林水産費で4億2,125万6,000円、37.7%の減、消防費1億8,077万2,000円、23.1%の減、教育費2,470万7,000円、3.5%の減、諸支出金171万4,000円、11.4%の減、災害費につきましては平成29年度も支出はありませんでした。

次に、性質別歳出項目の状況について申し上げます。義務的経費の人件費、扶助費、公債費は、前年度決算額に比較し1億8,180万7,000円増の31億1,073万6,000円であり、決算額に占める割合は37.5%で2.7ポイント増であります。

投資的経費は、前年度より7億9,297万円減の7億5,672万2,000円であり、歳出総額に占める割合は9.3ポイント減少し9.1%となりました。

以上のほか、物件費、補助費、繰出金等では、前年度決算額より5億1,698万4,000円増の44億3,216万3,000円であります。

次に、財政構造の弾力性について申し上げます。財政構造が町の行政需要に対応し得るような弾力性があるかどうかの経常収支比率は、前年度比で1ポイント上がって83.9%になっております。

公債費比率は、前年度比で0.6ポイント上がって5.0%、公債費負担比率は1.5ポイント増の15.6%となっております。起債制限比率は、前年度より0.2ポイント下がって3.2%であります。

次に、町債現在残高について申し上げます。平成29年度末の町債現在残高は81億3,612万9,000円で、前年度に比較して2,436万3,000円の増となりました。

次に、積立基金現在高について申し上げます。平成29年度末の現在高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金を合わせて28億6,985万6,000円で、前年度より9,300万9,000円の増額になっております。

以上が一般会計であります。

続きまして、認第2号 平成29年度遊佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算額より5.3%、1億1,278万7,000円減の20億2,175万6,000円で、歳出総額では前年度決算額より0.5%、952万4,000円増の18億9,319万8,000円となりました。また、歳入歳出差引額、実質収支額ともに1億2,855万8,000円になりました。

歳入の主なもので増額になったものは、保険税で1.3%増の3億4,001万1,000円、前期高齢者交付金は13%増の4億3,189万2,000円、繰越金で40.3%増の2億5,086万9,000円となっています。減額になったものは、国庫支出金で16.5%減の3億4,017万9,000円、共同事業交付金で6.8%減の3億8,203万5,000円、療養給付費等交付金で29.9%減の6,340万円、県支出金で15.8%減の7,485万1,000円、繰入金で35.9%減の1億2,882万円となっております。

歳出の主なもので増額になったものは、総務費は17.4%増の5,516万9,000円、基金積立金はほぼ皆増の1億円となりました。減額になったものでは、保険給付費で7.7%減の10億4,738万1,000円で、歳出総額の55.3%に当

たります。後期高齢者支援金等は0.5%減の1億9,225万1,000円、介護納付金で6.9%減の7,694万3,000円、共同事業拠出金は7.8%減の3億7,476万6,000円などであります。以下、保険事業費1,646万3,000円、諸支出金2,951万4,000円となっております。

続きまして、認第3号 平成29年度遊佐町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。

決算規模は、歳入総額で前年度決算に比較し3.4%増の7億6,548万3,000円で、歳出総額は前年度決算額の3.7%増の7億5,995万5,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに552万8,000円であります。

歳入の内容は、使用料及び手数料が1億5,505万4,000円で、前年度比2.3%の増、繰入金3億7,850万円で前年度比3.7%の増、国庫支出金が8,460万円で前年度比7.5%の減、分担金及び負担金は1,059万1,000円で前年度比20.7%の増、繰越金762万9,000円で前年度比38.6%の増となっております。

歳出では、総務費9,207万2,000円前年度比16.0%増、下水道建設費が2億4,118万4,000円で前年度比6.4%の増、公債費が4億2,669万9,000円で前年度比2.0%の増となっております。

次に、認第4号 平成29年度遊佐町地域集落排水事業特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は歳入総額9,733万9,000円で前年度決算額より0.4%減となっております。歳出総額は、前年度決算額に比較し7.5%減の8,669万1,000円であります。歳入歳出差引額は1,064万8,000円、実質収支額は同額となっております。

歳入の内容は、使用料及び手数料が2,041万1,000円で前年度より32万7,000円の減、繰入金が6,900万円で前年度より400万円減などとなっております。

歳出は、公債費5,999万3,000円で前年度より191万7,000円の減、総務費2,669万8,000円で前年度より118万9,000円の減となっております。

続きまして、認第5号 平成29年度遊佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額から0.4%減の18億9,746万4,000円であり、歳出総額は前年度決算額を0.1%増の18億3,880万2,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額ともに5,866万2,000円であります。

歳入の内訳は、保険料が3億6,388万4,000円で前年度比2.3%の増となりました。国庫支出金は4億6,033万9,000円で前年度比2.4%の減、支払基金交付金は4億8,501万4,000円で前年度比0.9%の増となっております。県支出金2億5,262万7,000円で前年度比2.8%の増、繰入金は2億6,737万4,000円で前年度比2.7%の減、繰越金は6,800万3,000円で前年度比11.6%の減などとなりました。

歳出では、歳出総額の93.7%を占める保険給付費が17億2,233万4,000円であり、前年度と比較して2,017万8,000円、1.2%の増となりました。

以下、総務費は3,535万7,000円、基金積立金が9万4,000円、諸支出金が3,371万3,000円、地域支援事業費は4,730万4,000円となっております。

最後に、認第6号 平成29年度遊佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算規模は、歳入総額で前年度決算額から4.1%増の1億7,741万4,000円であり、歳出総額は前年度決算額から3.2%増の1億7,215万6,000円であります。歳入歳出差引額、実質収支額は同額の525万8,000円であります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料が9,973万4,000円、前年度比7.2%の増、繰入金は一般会計から7,354万6,000円、1.5%の増で、この2つの項目で97.7%を占めております。

歳出は、歳出総額の97.2%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が1億6,734万3,000円あります。その

他、諸支出金が410万3,000円などとなっております。

以上、平成29年度の一般会計を初めとする6つの会計について決算の概要をご説明申し上げます。

なお、一般会計等の財政分析の結果については、行政報告書に記載されておりますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

また、詳細につきましては、審議の過程で所管の課長をもって説明させていただきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議 長(土門治明君) 続いて、水道事業会計の決算の概要について、企業出納員の地域生活課長より説明を求めます。

畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) それでは、認第7号 平成29年度遊佐町水道事業会計決算の概況についてご説明申し上げたいと思っております。

初めに、平成29年4月1日から簡易水道事業を上水道事業に統合し、1つの上水道事業としてスタートしました。そのため、平成28年度と比較して事業量、事業費全体が大きくなってございます。また、簡易水道特別会計はなくなりました。事業会計としては1つになりましたが、上水道事業会計の内部で統合前の旧上水道区域分、旧簡易水道区域分をそれぞれセグメントして管理しております。それぞれのセグメントごとの収支等については、決算書の末尾に記載してございます。

まず、水道事業の実態について申し上げます。

決算書の12ページ、18ページをごらんください。

現在給水人口は1万3,835人で、普及率は99.5%となっております。

給水状況は、年間総配水量が153万6,814立方メートル、1日平均で4,210立方メートルとなりました。年間総有収水量は125万1,172立方メートルで、有収率は81.4%となり、前年度より1.9ポイントの減となりました。

人口の減少に伴い、総配水量、有収水量ともに減少傾向にありましたが、平成28年度以上に冬期間の凍結により宅内での漏水が頻発し、上半期だけでは前年度を2ポイント程度改善していた有収率を押し下げることになりました。

給水原価は267円49銭で、供給単価の271円15銭に比較し、3円66銭の給水原価安となっております。前年度比では、給水原価が0円85銭の減、供給単価が37円82銭の増となっております。旧簡易水道の資産、減価償却費が収益に対して非常に大きいため、給水原価が増大しております。

次に、収益的収支、3条予算について申し上げます。

決算書の19ページ、20ページに加え、24ページからの明細書もあわせてごらんください。

収益の総額は4億6,806万1,608円で、その内訳は、営業収益が4億2,273万3,064円、そのうち給水収益は3億6,639万4,962円、営業外収益が4,532万8,544円などとなっております。営業外収益の主なものとしては、下水道使用料徴収負担金、水道加入金、長期前受金戻入益等になります。

これに対する事業費用について申し上げます。

20ページに加え、26、27ページをごらんください。

費用の総額は4億3,643万64円で、その内訳は、営業費用が3億7,710万9,715円で、そのうち取水配水給水費が8,553万7,446円、総経費が3,955万9,742円、減価償却費が1億9,010万2,771円などとなっております。営業外費

用が5,877万9,837円で、企業債の利息の償還や消費税などになります。

収益的収支の差し引きは、当年度の損益計算において2,470万8,507円の純利益となります。

次に、資本的収支、4条予算について申し上げます。

28ページをごらんください。

収入総額は1億8,647万2,000円で、その内訳は企業債が1億2,500万円、平津配水池の耐震化事業に対し交付された国庫補助金が4,755万2,000円、企業債の元利償還に対する一般会計からの繰入金1,392万円となります。

支出総額は3億5,435万8,630円で、その内訳は建設改良費が2億1,060万5,559円、企業債償還金が1億4,375万3,071円となっております。

建設改良費の主なものは、老朽管更新事業、平津配水池の更新事業で、取得した土地は平成30年度に工事予定の上寺配水池の建設地になります。詳細につきましては、16ページ、17ページの工事調書及び委託調書をごらんください。

なお、資本的収支の差引不足額1億6,788万6,630円の措置については、3ページ及び29ページに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額465万7,091円、当年度損益勘定留保資金1億2,380万3,413円及び建設改良積立金3,942万6,126円をもって補填しております。

また、貸借対照表につきましては8ページから10ページまでのとおりとなっております。資産の部、流動資産のうち未収金について、営業外利益の預金利息が3,000円、上水道分の消費税還付相当額が311万900円、残りの3,863万2,683円が料金未収金になります。消費税還付額相当額については、平成30年6月に確定申告を行った際、簡易水道分の未払消費税496万7,400円と相殺して残額を納税しました。また、資本の部、剰余金のうち未処分利益剰余金については全額が建設改良積立金の取り崩しにより発生したもので、当年度純利益とは区別して記載しています。

企業債の状況については、31ページ、32ページに記載のとおりであります。当年度の企業債償還分を差し引いた年度末の未償還残高は、上水道分で11億9,670万7,535円、簡易水道分で3億8,762万6,258円、合計で15億8,433万3,793円となっております。さきに述べました企業債に対する一般会計からの繰り入れについては、統合前の簡易水道事業で借り入れたものに対してのみになります。

最後に、セグメントごとの明細について申し上げます。34ページから36ページは、上水道区域、簡易水道区域ごとの事業量、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書になります。

まず、上水道区域の事業量について、総配水量が116万2,117立米で、前年度比1.38%の減、有収水量が96万6,946立米で、前年比1.54%の減、有収率は83.21%となります。給水人口は1万450人で、前年比の0.93%の減となっております。日最大配水量は12月29日の4,583立米で、前年比14.80%の増となっております。平年は、夏期に需要がふえるため、8月に最大値を記録するのですが、冬期間の凍結による漏水が余りに多かったため、12月に最大値を記録したものと考えられます。

水道事業収益は3億6,126万6,133円で、前年度比10.82%の増で、営業収益のうち給水収益が前年度比1.49%減の2億8,421万2,529円、受託工事収益が前年度比319.62%増の5,218万6,002円などとなっております。給水収益は、人口減少などにより減少傾向が続いています。受託工事収益は、日沿道の工事に伴う水道管の移設工事に係る補償費が約4,300万円となったため、前年度より大きく増加しています。

対する営業費用も日沿道の受託工事費が増加したため、前年度比19.24%増の3億1,909万3,438円となっています。

上水道区域の純利益は3,440万9,716円となります。給水原価245.81円パー立米に対し、供給単価は272.16円パー立米、料金回収率は110.72%となります。また、資本費は141.14円パー立米となります。

キャッシュフローについては、事業債の借入額が増加したため、前年度から若干増加しています。

次に、簡易水道区域の事業量について、総配水量が37万4,697立米で、前年度比7.12%の増となりますが、平成28年度までは直世配水池に遠隔監視等の装置を設置しておらず、配水量のデータが取得できなかったため、上水道と同程度の有収率であると推定し、逆算した値を使用していました。ですので、前年度比は参考値となります。

有収水量が28万4,226立米で、前年度比2.50%の減、有収率は75.85%となります。

日最大配水量は、12月29日の1,105立米となります。前年度比15.52%の減となりますが、こちらも前年度比は参考値になります。日平均配水量が1,027立米でしたので、冬期間の凍結による漏水は少なく、有収率が上水道区域と比べて低いのは本管の漏水が多く起きているものと推察されます。

水道事業収益は1億679万5,475円で、このうち営業収益の給水収益が8,218万2,433円になります。対する水道事業費用は1億1,733万6,626円で、このうち営業費用の取水配水給水費が2,229万3,392円、減価償却費が7,058万4,689円などとなっております。

簡易水道区域の純損失は970万1,209円となります。給水原価341.27円パー立米に対し、供給単価は267.73円パー立米、料金回収率は78.45%となります。給水収益に対する減価償却費が92.76%となっており、給水規模に対して施設量が多く、簡易水道単独では維持費用が賄えていないのが現状です。資本費は222.30円パー立米となります。

キャッシュフローについては、減価償却費が現金を伴う歳出ではないため計算上プラスとなり、現金預金は期首から増加しています。

以上、平成29年度遊佐町水道事業会計決算について概要を申し上げます。よろしくご審議の上認定くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議 長(土門治明君) 次に、決算審査の概要について、代表監査委員より説明を求めます。

金野代表監査委員。

代表監査委員(金野周悦君) それでは、私から平成29年度遊佐町一般会計並びに特別会計、水道事業会計の決算審査結果を審査意見書から要点を抜粋し、その概要をご報告申し上げます。

なお、計数については会計管理者並びに企業出納員の報告と重複するところがあると思いますが、ご了承願います。

審査は、町長より提出されました平成29年度遊佐町水道事業会計の歳入歳出決算、平成29年度遊佐町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算をそれぞれ事項別明細書並びに関係諸帳簿、証票等を詳細に照合し、審査した結果、計数はいずれも符合し、誤りのないものと認められました。

また、財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、いずれも適正と認められました。

詳細については、審査意見書記述のとおりでございますが、一般会計及び各特別会計の結びに、各会計ごとに意見、要望を付してございますので、決算審査に当たり、参考にさせていただければ幸いと存じます。

なお、1,000円未満は四捨五入により小計、合計の調整から数値に若干の差異が生じる場合がありますので、ご了承ください。

審査意見書の概要を申し上げます。

平成29年度決算は、財政指標について、経費削減等の努力により年々改善されてきております。

収納未済額については、平成25年度から5年間の内容を見ると、不納欠損処理後の金額は減少傾向にあります。公平公正を基本に収納率の向上には引き続き努力されるようお願いいたします。

次に、一般会計について申し上げます。

平成29年度の遊佐町一般会計決算は、歳入総額88億18万8,651円、歳出総額82億9,962万533円、差引残額5億58万8,118円となっております。

これを前年度と比較すると、歳入で1億4,261万7,430円、1.6%の減、歳出で1億2,418万1,178円、1.5%の減となっております。

以下、一般会計及び各特別会計については1,000円単位で申し上げます。

平成29年度の決算額を財政収支の状況から見ると、歳入歳出差引額5億56万8,000円から翌年度へ繰り越すべき財源6,562万6,000円を差し引いた額4億3,494万2,000円が実質収支となります。

さらに、実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,223万7,000円の赤字となっており、単年度収支に財政調整基金積立金173万2,000円と繰上償還金2億2,359万円を加えた額から積立金取り崩し額1億9,532万円を差し引いた実質単年度収支は1,776万5,000円の黒字となっております。

なお、性質別歳出状況のその他の経費が歳出総額に占める割合は53.4%で、前年度に比較し6.6ポイントの増、投資的経費は9.1%で、前年度に比較し9.3ポイントの減、義務的経費は37.5%で前年度に比較し2.7ポイントの増となっております。

また、税など一般財源の充当状況の中で義務的経費に占める割合は39.6%で、前年度に比較し0.6ポイントの増となっており、投資的経費は4.3%で前年度に比較し2.2ポイントの減となっております。

平成29年度は寄附金、繰入金等の増額により、繰上償還金が2億2,359万円、形式収支額5億56万8,000円の黒字となり、多岐にわたる行政需要に対応しつつも堅実な財政運営がなされたよううかがえます。簡素で効率的な行政システム、健全な財政運営に引き続き努められるようお願いいたします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険特別会計の決算は、歳入総額で20億2,175万6,000円、歳出総額で18億9,319万8,000円、差引額1億2,855万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で5.3%の減、歳出で0.5%の増となっております。

なお、国保税が前年度比1.3%の増となっておりますが、被保険者数の減少と医療給付費の伸びている中で、国保税の収入未済額が6,058万円となっており、疾病の予防等保健事業の充実とともに収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、公共下水道事業特別会計の決算は、歳入総額で7億6,548万2,000円、歳出総額で7億5,995万5,000円、差引額552万7,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で3.4%の増、歳出で3.7%の増となっております。

平成29年度末下水道事業債残高は元金が48億4,770万7,000円であり、今後施設の老朽化により維持修繕費の増嵩も見込まれる中、適切な事業計画のもとに接続率の向上及び使用料収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、地域集落排水事業特別会計の決算は、歳入総額で9,734万円、歳出総額で8,691万1,000円、差引額1,064万9,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で0.4%の減、歳出で3.5%の減となっております。

今後一層の接続率の向上と収入未済額の解消に努められるよう望みます。

次に、介護保険特別会計の決算は、歳入総額で18億9,746万4,000円、歳出総額で18億3,880万2,000円、差引額5,866万2,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で0.4%の減、歳出で0.1%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額で1億7,741万4,000円、歳出総額で1億7,215万6,000円、差引額525万8,000円となっております。

決算額を前年度と比較すると、歳入で4.1%の増、歳出で3.2%の増となっております。

収納率の向上に向けて一層の努力を望みます。

高齢者福祉の充実を期したこの制度が、さらなる制度の充実を期待したいと思います。

以上のとおり、各特別会計の収支状況は、形式収支、実質収支ともに黒字決算であり、当局の行財政運営に配慮された結果と評価いたします。

次に、水道事業会計決算の審査について申し上げます。

平成29年度の事業収益は4億4,077万9,000円、事業費用が4億1,607万円で、差引額2,470万9,000円が純利益となっています。

当該年度の総配水量は、153万6,814立方メートルで、前年度比35万8,382立方メートル、30.4%の増、有収水量は125万1,172立方メートルで前年度比26万9,056立方メートル、27.4%の増であり、有収率は81.4%で前年度比2.3ポイントの減となっております。

また、施設利用率は56.9%で、前年度に比較し40.8ポイントの増となっております。

資本的収支では、収入が1億8,647万2,000円、支出が3億5,435万9,000円、差引不足額1億6,788万7,000円は当年度分消費税、地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金にて補填されております。

なお、平成29年度の使用料の収納率が向上したことは評価されるところであり、今後とも経営のさらなる安定のために維持管理費の節減や未収金の回収に努められるよう望みます。

最後に、財政健全化法による健全化判断比率について申し上げます。まず、実質赤字比率については実質収支額も黒字であり、実質収支比率についてもプラスとなっています。

また、連結実質赤字比率では、一般会計、公営事業会計及び公営企業会計の各会計の実質収支額が黒字となっているため、実質赤字比率及び連結赤字比率はなしとされるものであります。

実質公債費比率は7.9%で、早期健全化基準25%を下回っています。将来負担比率は44.8%で、早期健全化基

準350%を下回っています。

次に、水道事業会計については、実質収支が黒字となっているため、資金不足比率はなしとなっております。

以上、平成29年度遊佐町一般会計、各特別会計と水道事業会計の歳入、歳出決算審査及び財政健全化法による健全化判断比率及び資金不足比率について概要を申し上げましたが、詳細はお手元の審査意見書のとおりでございます。

以上申し上げまして決算審査の概要報告を終わります。

議長(土門治明君) 次に、日程第10、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第58号 平成29年度遊佐町各会計歳入歳出決算7件については、恒例により小職を除く議員11名による決算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、決算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、決算審査特別委員会委員長に文教産建常任委員会委員長の菅原和幸議員、同副委員長に齋藤武議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には齋藤武議員と決しました。

決算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時45分)